

下関市立市民病院治験取扱標準業務手順書集

目 次

下関市立市民病院治験に係わる標準業務手順書	1
治験の原則	1
第1章 目的と適用範囲	2
目的と適用範囲	2
第2章 病院長の業務	2
病院長の責務	2
治験委託の申請等	2
治験実施の了承等	3
治験実施の契約等	4
治験の継続	4
治験実施計画書等の変更	5
治験実施計画書からの逸脱	5
重篤な有害事象の発生	6
重大な新たな安全性に関する情報の入手	6
治験の中止、中断及び終了	6
直接閲覧	7
第3章 治験審査委員会	7
治験審査委員会及び	
治験審査委員会事務局の設置	7
第4章 治験責任医師の業務	8
治験責任医師の要件	8
治験責任医師の責務	8
被験者の同意の取得	10
被験者に対する医療	11
治験実施計画書からの逸脱等	11
第5章 治験薬の管理	12
治験薬の管理	12
第6章 治験事務局	13
治験事務局の設置及び業務	13

第7章 記録の保存	14
記録の保存責任者	14
記録の保存期間	14
第8章 改正	14
改正	14

下関市立市民病院治験審査委員会運営標準業務手順書 16

第1章 治験審査委員会	16
目的と適用範囲	16
治験審査委員会の責務	16
治験審査委員会の設置及び構成	16
治験審査委員会の業務	17
治験審査委員会の運営	19
第2章 治験審査委員会事務局	20
治験審査委員会事務局の設置及び業務	20
第3章 記録の保存	21
記録の保存責任者	21
記録の保存期間	21

下関市立市民病院治験に係わる様式集